

事 務 連 絡
平成30年7月10日

各都道府県 $\left(\begin{array}{l} \text{障害保健福祉部（局）} \\ \text{衛生主管部（局）} \end{array} \right)$ 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省医政局総務課

「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」の周知啓発について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）が平成28年4月に施行され、法第11条第1項の規定に基づく事業者の対応指針である「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」（平成28年1月厚生労働大臣決定）において、事業者に求められる合理的配慮の具体的事例を示しているところです。厚生労働省では、更なる医療機関における障害者支援や合理的配慮についての実態把握に努めるため、「障害者総合福祉推進事業（補助事業）」の一つとして平成29年度に「障害者に対して医療機関に求められる支援についての調査研究・報告」を行ってきました。この度、本調査研究の報告がまとまり、これを基に、補助事業者において「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」を取りまとめ、下記の厚生労働省のホームページに掲載しました。

各自治体におかれましては、法の趣旨を踏まえ、上記事例集について、貴管下の医療機関等に周知していただきますようお願いし申し上げます。

また、その際、「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」についても改めて周知いただけますようお願いし申し上げます。

記

平成29年度障害者総合福祉推進事業

「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160.html>

〔参考「障害者に対して医療機関に求められる支援についての調査研究・報告」報告書〕

（参考 事業者のための対応指針）

「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/

(本件に関するお問い合わせ先)

事例集について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係

TEL 03-3595-2389 (直通)

ガイドラインについて

厚生労働省医政局総務課企画法令係

TEL 03-3595-2189 (直通)